

選挙制度による政治体制の変化に関する研究

=「選挙とは何か」を基本に立ち返り考えてみよう=

はじめに

一票の格差が最高裁で違憲と判定され、議員定数をはじめ選挙制度改革が議論されていることから選挙のあり方と制度の持つ問題点を考えてみることにした。わが国における議会の開設はヨーロッパ諸国に約100年遅れているだけに選挙の歴史もそれほど古いものではない。選挙制度に関して明治初頭から、吉野作造（1878～1933）や美濃部達吉（1873～1948）などが「民本主義」や「天皇機関説」などとともに国家を形成するための制度として小選挙区制、比例代表制などを論じていた。現行の日本の選挙制度は諸外国と比して独特なものになっているのは、時の権力者や主要政党の思惑に振り回され、政治思想としての検証が疎かにされてきたからである。同時に政党制と政治的民度の未成熟にもその原因があるといわざるを得ない。

このような経過から選挙制度の検証とともに政党と議員との関係や議員の法的な立場などについて改めて検証することとした。

選挙の発祥と統治制度の変遷

国家規模が大きくなるに従い直接民主制の採用が不可能となりその代替システムとして採用されたのが代議制であり選挙制度である。しかし、絶対的な価値観など存在しない状態で民意を収斂するための選挙は「手段」でしかなく誰もが納得する方法ではありえない。ここに選挙による代議者の選出の難しさが存在し制度設計の難しさがある。そこで代議制民主主義を実現する前段で民意を集約するための方法として政党が誕生したのである。しかし、発祥当時の政党は政治結社として民意を束ねるものとは評価されず、不穏な動きをする「徒党」factionと捉えられ、洋の東西を問わず蔑まれる存在であった。

わが国でも、天皇を頂点とする政治体制は「超然主義」と称し、必然的に政党の存在は認知されず蔑まれる存在であった。

古典的議会主義が信奉されていた時代でも政党はそれほど力を持ち得なかつ

た。その理由は、議会制が討論による政治であり、議会を構成する独立かつ平等の存在である議員間の自由な意見交換によって公正な結論が生まれるべきとされていたからである。即ち、議員の自由な意思決定を妨げる恐れのあるものを排斥したことによる。しかし、このような経緯を経ながら大衆の欲求が政党を動かし、その力が専制国家の力を弱めるに至った。国家の発展とともに大衆の国家に対する欲求が高まり、それが行政需要の増嵩となり行政国家化、政党国家化が進展していったのである。政治システムの面から見れば、軍事政権を除けば、一党独裁制、共和制、議院内閣制など、いずれの政治システムも政党を除外した政治システムは存在しないのが近代国家の姿である。

政党国家化がもたらした政治形態の変化について、憲法学者の芦部信喜は、その著書のなかで「国民と議会を媒介する組織として政党が発達し、政党が国家意思の形成に事実上主導的な役割を演じる『政党国家』の現象が生じており、伝統的な議会と政府の関係は、政府与党と野党の対抗関係へと機能的に変化し、伝統的な議院内閣制を特徴づける政府の議会に対する連帯責任や、国家による立法ないし行政監督の諸原則がもつ政治的意味は大きく変わり、規範と現実とは必ずしも一致せず、議会主義の再生が望まれている」と述べ、権力分立制と議会のあり方、政党との関係の変化を指摘している。

政党と議員の法的な位置づけ

わが国の憲法には政党に関する規定は存在せず、政党は任意の結社ではない。また政党規制の一般的法規は存在せず、個別的に特定の立法目的をもつ公職選挙法、政治資金規正法などが存在するだけである。政党に関する要件は公的助成のために政党助成法で定めているに過ぎず、政党法として独立したものは存在しない。

日本国憲法の国会議員に関する規定は、第 43 条に「両院議員は、全国民を代表する選挙された議員で構成する」と規定し、第 50 条では「会期中の不逮捕特権」を規定、第 51 条では「議会内で行った演説、討論または表決について院外で責任は問われない」と議員の特権を規定している。但しこの特権は地方議員には適応されない。

党議拘束をめぐる問題

憲法上議員は、全国民を代表するもので当選後は誰からも拘束されない「無

拘束委任委任」である。しかし、平成 12 年の公職選挙法改正により衆参の比例代表で当選した議員が所属政党を離脱し、他の名簿提出政党に移籍すれば議員資格を剥奪する規定が設けられ政党が議員資格を拘束するようになった。(公選法 99 条—2) 同様の規定は国会法 109 条にもある。すなわち、無拘束委任と党議拘束の相反する 2 面性を持つに至ったのである。

公職選挙法では、政党に所属していない候補者は選挙の際に政見放送に出演できないし、当選後の公費による政党助成金も交付されない。また、政治献金の授受に関しても制約がある。衆院選で比例区の重複立候補も認められていないなど、政党所属が選挙を戦う際の必須の要件となってきた。勿論制度的には無所属での選挙参加も認められているが、極めて不利となってきたのが現実である。

政党国家と議員の関係について 20 世紀の中頃に活躍したドイツの公法学者ライプホルツは 1960 年代において既に、「議会は自由な討論の場としての意味を喪失し、委員会などは、すでに決定されている事項の確認の場に過ぎず、更に議員の役割も全国民を代表して自己の良心にのみ従って自由かつ独立して行動する議員ではなく、議場においては政党の頭数に過ぎない存在になってしまっている。そうした状況から有権者は選挙において人物の選択ではなく政党の選択を余儀なくされるのである」と述べている。現在の選挙制度は人物ではなく党を選択する制度なのである。しかしこの制度は選挙に関する選挙民の感覚からして数々の問題を包含しているといわざるを得ない。

行政国家から政党国家への移行の中で、政党と議員の関係が難しくなってきた。先日の国会で採決が行われた消費税などの関連一括法案に対して与党民主党から 57 名の反対議員があった。この法案は与党が賛同を求めるために自民・公明の両党に協議の申し入れをし一部修正をして合意に至った法案である。それを本会議において民主党議員は欠席者を含め 72 名が造反したのである。

ここで考えねばならないのは党議拘束の問題である。議員は無拘束委任だとすれば党議拘束はどこまで許容されるのかが問われているのである。特にこのケースでは大半の議員が比例選出議員なのである。いうまでもなく比例代表は党に対する支持である。比例区の議員の党籍移転に関する規定はいずれも既存の名簿提出政党への移籍は議員資格を剥奪するもので、離党については規定がないとはいえ、理論的には議員資格に関する重要な問題を包含している。

議院内閣制で自党から総理を選出している与党でありながら、総理が「心からお願いする」を三回繰り返し自党の議員に呼びかけた結果がこれである。党議に従った議員は、地元では増税に賛成した議員として批判され、反対した議員は勇気ある対応をしたと賞賛されているとのことだが、このごまは政党政治以前の対応であり議院内閣制の根本に関わる問題でもある。3党協議までした法案に対する反対は何を意味するのか。政党が機能しておらず国会運営をめぐり政党と議員のあり方が表面化したものだが、政党国家論的に考えれば茶番以外の何ものでもない。これが日本の政治の現状であるとすれば前途が危ぶまれるのは当然であり、潔く出直しをする以外に是正の道はないだろう。

議員に対する党議拘束と無拘束委任の問題は体制を変革させるほどの影響があることを忘れてはならない。その例として、次元は違うが、大阪維新の会が誕生した経緯は自民党大阪府議団内部の採決と本会議場における採決が異なっただけで端を発する出来事であった。即ち、党議拘束をめぐる不協和音が原因であった。これなどは当時の自民党議員団の執行部の団運営の稚拙さに起因するものだが、その流れが地方のみならず国政にもかなりの影響を及ぼしかねない現状となっている。しかし、逆に党議拘束が厳しすぎると議員は員数でしかなくなり、党の力がさらに強大になる。中央・地方を問わず政党と議員との関わりが改めてクローズアップされるに至ったのである。

日本における政党の誕生

明治7年(1874)に、板垣退助は基本的人権を保護し民撰議院設立を政府に要求することが当面の政治課題であるとし「愛国公党」を結成した。これが日本最初の政治結社とされている。明治14年(1881)板垣退助は「自由党」、翌年に大隈重信は「立憲改進黨」を結成し、この両党が日本の本格的な政党の始まりである。これらの政党の結成に対抗して藩閥政府も自らの支持政党として明治15(1882)年に「立憲帝政党」を結成した。

明治22年(1889)の明治憲法発布を受けて、明治23年に帝国議会が開設された。帝国議会開設当初、議会政治、政党政治の確立に恐怖を抱いた薩長藩閥政府は天皇大権論、天皇親政論を根拠に政党及び政党内閣に対して徹底的な無視、敵視を繰り返していた。後に立憲政友会を創設した伊藤博文も当初は反政党論者であった。

選挙制度の変遷

日本における選挙制度は明治 22 年（1889）に衆議院議員選挙法が公布され翌 23 年に第 1 回衆議院議員選挙が行なわれた。発足時は制限選挙であった。

有権者は男性だけで、15 円以上の納税者に選挙権が与えられ、明治 23 年には 10 円に、大正 8 年には 3 円に引き下げられ、大正 14 年になって納税条件が撤廃され普通選挙が施行された。この時代でも選挙権は男性のみであった。昭和 20 年に女性にも選挙権が与えられ現行の選挙制度となった。

選挙制度そのものは小選挙区制、中選挙区制や大選挙区、あるいは比例代表制など幾たびか変更が繰返された。選挙の目指すものは、いかにして民意を適確に吸収し政治に反映させるかである。民意を反映する代表の選び方は、未だに確立されたものではなく、これからも変化し続けるであろう。

日本の選挙制度論の特徴

加藤秀次郎は著書「日本の選挙」の中で、わが国における選挙論について次のように述べている。「選挙制度論は政治学の一分野でありながら選挙制度の各類型にも細かな点で異なる諸制度があり、その相違が別の作用を及ぼすが、これらの点にかなり無頓着な議論がある。制度論のなかで中選挙区制や単記制、連記制などの表現は極めて日本的分類で、各制度の思想的バックボーンが語られないことは問題である」と指摘している。本来選挙制度は幅広く政治制度全般の中で議論することが必要であるのに衆議院選挙制度ばかりが議論され参議院をどうするのか、知事や地方議会選挙はどうかなどを全般的に見ていく必要性を指摘している。最近では首相公選論が復活してきたが、この制度と大統領制との混同がないか、地方選挙には比例制度がないことに問題はないかなど論点は非常に多い。この問題については別の機会に検証することとする。

選挙制度の類型

多数代表制 — 単純多数制で過半数か否かを問わない。日本の選挙は小選挙区、中選挙区を問わずすべて多数代表制である。

この論理は、民主政治は多数決の政治だと割り切った考え方に立ち、選挙民の多数派の代表を議会に送ればよいとするものである。多数代表制の典型的な制度が小選挙区制である。日本は中選挙区制の時代でも小選挙区制になっても

単記制を採用しているのは世界でも稀なケースである。

比例代表制 — 基本的に名簿による方法と移譲式がある。そのほかの分類として単純比例代表制をはじめ、並立制、連用制、併用制など数限りなく制度がある。また、比例制の候補者名簿には拘束名簿式・非拘束名簿制などがある。移譲式は名簿を使わない比例制といわれ、中選挙区における候補者に投票する時に支持する順番を書かせるものである。即ち1枚の投票用紙に支持する順番を書かせ、大量得票した候補者の票を同党の下位得票者に票を移譲し当選に導く制度である。票数の配分方式には、およそ300種類ほどであるとされており、日本はドント方式を採用している。

複合方式 — 小選挙区比例代表並立制は小選挙区と比例制の制度を組み合わせた方式で、現行衆議院議員選挙がこの制度である。併用性がドイツにおける制度として知られているが、連用制と称されるものもある。いずれも比例投票で議席を配分し、その後で小選挙区での当選者に議席を与える方式である。併用性の場合には選挙によっては超過議席が生じる場合がある。超過議席を生じさせないための制度として連用制がある。

1、小選挙区制 — 1人を選出する方法

2、大選挙区制 — 中選挙区制も同意語で複数議員を選出する方式。

投票に関する方式

単記制 — 1人だけを記入する方式。

連記制 — 複数制・定員すべてを記入するなど複数の方式がある。

並立制の場合は政党名投票と個人名投票の2票制もあるが、単記制もある。単記制では候補者と政党を示す方式や、候補者名と政党名を併記し双方に印を付ける1票併記式などもある。わが国は2票制を採用している。

1票制か2票制かによる選挙結果への影響について

1票制の場合は選挙区に候補者を立てないと比例代表の票が得られない。

勝敗を度外視して選挙区に候補者を立てると野党票が分散し選挙協力などは

不可能になる。選挙協力として良く見られる具体例として、自民党の候補者は小選挙区は自分に、比例区は他党（公明党）に、などのケースがみられる。自民党にも比例区の候補者が存在しているのに自らが扱じれを呼びかけるのは奇異な感じで筋が通らない対応である。選挙協力と政策協力の区別が可能ならば問題はないのだが現実はそのようにならない難しさがあるのだ。

多数代表制の論点

多数代表制の代表的な例が小選挙区制である。この制度は民主政治は多数決の政治であり選挙区の多数派の代表を議会に送ればよいとする論理である。従って小選挙区制では一人を選ぶから1票でも多い得票者が当選となる。二大政党制になりやすく小政党には不利となる。政権が安定しやすい。しかし、個人を選択するのか政党を選択するのかが問題となるが、この制度は政党を選ぶ制度とされている。しかし、わが国の政治風土や選挙感覚は依然として人を選ぶ習慣があり、政党だけを選ぶのに戸惑いがある。さらに党は支持するが、候補者が評価できず支持できない場合もある。その逆もある。また、小選挙区制は2候補だけの対決で接戦となれば極論すれば49,9%の得票者の意思を生かせないことになる。これ以上に小選挙区に多数の候補者が立候補した場合、比較多数で当選が決まるので過半数の死票が生じることもある。これを「死票」と呼んでいるがこの呼び名が正しいだろうか。小選挙区で敗者の得票はすべて死票といえるだろうか。確かに議席には反映されないが、僅差で当選した議員はその事実を重く受け止め懸命に議員活動に励むだろうし、敗者は支持者の期待に応えられなかったことを反省し捲土重来を目指し発奮するだろう。これらの活動は直接間接に議会を活性化させ政治に活力をもたらすだろう。従って議席に結びつかない投票を「死票」などと単純に看做すべきではない。

わが国の制度が小選挙区になったのは平成5年からである。それまでは中選挙区制であった。中選挙区制は複数の当選者を選ぶ制度で、投票は単記制であった。この制度は世界に例がない。諸外国における中選挙区制の場合は連記制が主流である。連記制も複数あるが比例区に準じた得票配分が可能となる。例をあげれば、複数区の選挙で他の候補者の2倍ほどの得票を得る候補者がいる場合は、同じ党の下位得票者に票の分割が可能となり、死票とされるものが生かされる可能性がある。連記を定員全員とするか、定員以内の複数とするかによっても選挙結果は大きく変わってくる。従って選挙制度は無数に考えられ、こ

れが絶対だというものがないのは事実である。

現行公職選挙法では衆院小選挙区選挙の場合は有効投票の6分の1以上。地方選挙では定数で割った数の4分の1。首長選挙は有効投票の4分の1以上をクリアしなければ当選と認めない。フランスの大統領選挙では過半数制を執り、過半数に達しなければ決選投票をすることになっている。その時は選挙を二度しなければならぬ。

比例代表制の論点

世論を可能な限り反映する議会を目指すのなら比例代表制がベターであるとされている。多数決の原理は議会のなかで適用されるべきで、議会を構成するための選挙制度として少数派の排除は極力避けるべきであるとするのが比例制の原点をなす論理である。比例制では小政党の議席獲得の可能性が高まり各党の議席獲得数にバラツキが出る。その結果連立政権になり政権が不安定となる可能性がある。議院内閣制を前提にする限り政局の堅実な運営を可能にする「機能する多数派」が形成され難いのは比例制の欠点と言わねばならない。こんな問題を抱えているだけに、民意を適確に反映させるために議席配分に関していろんな方式がある。方式によって議席配分が異なるのも比例制の特徴であり難しさである。

比例代表の議席配分に関して最も重要なことは計算方式よりも選挙区の規模の大小が問題となることである。つまり比例代表制の1選挙区で選ばれる議員の数が多いか少ないかが重要なのである。衆議院選挙のようにブロックに分けて行なうと余り比例的でなくなる。四国ブロックのように定数が僅かに6議席と少ない場合は得票が10%以上でも議席ゼロの場合もあり死票が出やすくなり比例的でなくなる。

比例区の名簿方式には拘束式と非拘束式の2通りがあり現行参議院選挙では全国集計で議席配分する方式を執っている。衆院選挙では11のブロック制を執っており、拘束名簿式と登載順序は同順位で小選挙区における惜敗率で順序を決める制度、即ち重複立候補制の2制度を執っている。かつて参議院選挙では全国区制で拘束名簿式の時代もあったが、名簿搭載順位をめぐる政党の寡頭制が問題になり、また党员獲得を根拠に名簿搭載順位を決める方式は党費の立替え問題などを生み金が掛かり過ぎるなどの問題を生んだ。現在は拘束名簿式と非拘束式で個人の名前による投票も党に対する投票とカウントし当選者を

決める方式となっている。

名簿式比例代表制に名簿によらない方法もある。自由名簿式がそれである。

自由名簿式はスイスで採用されている制度で、定数分の名簿を提出し、定数の数だけ候補者を選べる完全連記制に近い方式をとっている。完全連記制に近いというのは、他の党への投票や同一候補への複数投票を認めているからである。比例代表制は最低得票率の確保を条件とする「足切りの阻止条項」を設けなければ制度としては小党に最も有利になる。

比例代表制の複合型

小選挙区と比例代表を組み合わせたもので、組み合わせ方は無数にある。

一般的に小選挙区制と比例代表制を組み合わせには大きく分けて「並立制」と「連用制」「併用性」の3方式がある。「並立制」の場合は小選挙区と比例代表制を完全に分離してそれぞれ個別に投票して当選者を決めるが、「連用制」や「併用性」の場合は、比例代表選挙における各党の得票数に比例して総定数を各党に配分する。議席の配分を政党票を重視し集計するところが根本的に違う点である。阻止条項の数値にもバラツキがあるが、通常は3%前後だが民主党の提案は1%となっている。以下に複合型の論点をみることにする。

連用制とは

単純比例代表制と異なるのは全体の議席数は比例代表の得票に応じて配分し、その後に当選者を小選挙区で決定する点である。連用制では単純に整数で除するのではなく小選挙区で勝てる政党にハンディをつけて配分する。つまり、小選挙区の獲得議席プラス1から割りはじめ、その商の大きい順に配分するのである。定数に達した時点で配分を止めるので超過議席はでない。この方式では結果として比例代表の得票数により配分されるはずの議席から小選挙区で獲得した議席が引かれるので小選挙区での獲得数が多い政党は比例代表の議席が削られることになる。超過議席が出ない分は弱小政党の犠牲において大政党に回るのでその分だけ併用性より大政党に有利となる。その反面、選挙区で1議席も取れなかった弱小政党でも議席獲得の可能性はある。

併用制と連用制は超過議席の有無が違うのである。投票方法については2票制を執る現行並立制では1票は個人名を書き、もう1票は政党に対する投票で

あるが、連用制の1票制では個人に投じられた票も、その候補者の所属政党への投票とカウントする制度もあり、1票2記制など、かなりの数の制度がある。

今回の民主党の提案は選挙区は全国区で2票制となっている。民主党は今回制度改革案として一部に連用制を導入した制度といているが、決して新しい制度ではなく、あえてこれを“連用制的”と呼んでいるだけである。特徴は140の比例定数のうち35だけを連用制的に議席配分し、後はドント方式で配分するというものである。35議席だけを小選挙区での当選議席に1をプラスしドント方式で選ぶというものである。比例得票ですべてを決めるのではなく小選挙区と比例区を2段階に分け、さらに比例区を2段階で議席を決めるようだが、どうも難解で判り難い。

併用制とは

小選挙区制と比例代表制を併用するものである。この制度は比例代表選挙における各党の得票数に比例して総定数を各党に比例配分する。要するに各党の獲得議席数は比例代表の票数を全国集計した数字によって決め、誰が当選者になるかを決めるのに小選挙区での当選者を優先させるのである。投票は2票制でドイツやニュージーランドでの採用例が有名である。

併用制を理解するためにドイツにおける併用性をみることにする。比例制度で全国で決まった各党の議席は、次にそれぞれの州での得票数に応じて各州に配分される。このようにして確定した議席数から、その州における政党の小選挙区の当選者の数を引く。その差の分だけ州名簿から補充する。例えば、ある州で獲得議席が10で、その党のその州における小選挙区の当選者が6名であったとすれば4名を州名簿の上位から当選者として決定するのである。もし、小選挙区の当選者が比例配分の議席を上回っていた場合は小選挙区当選者はそのまま当選となり「超過議席」となる。選挙の度に総定数が変動する可能性がある。この制度では全議席は比例代表によって民意に近い配分がされ、かつ有権者は誰を当選させるかを選ぶことができるという利点がある。

小選挙区比例代表並立制と違い、小選挙区で議席を得た政党はその分だけ比例議席を失う。このため、小選挙区議席が比例議席を上回る政党が現れない限り比例代表の性質は歪められない。ただし、この場合は超過議席となり比例代表の一票の格差を自動調整する機能は失われる。選挙区候補が無所属で出馬し当選した場合は、当然比例代表の枠外での当選となる。

このドイツ方式で重要な点は小党分立の防止策が組み込まれている点である。即ち比例代表の全国での得票率が5%以上または小選挙区での当選者が3名以上の政党にのみ議席を配分するというものである。いわゆる「足切り」であり阻止条項と呼ばれるものである。

比例代表制における議席配分方式

政党名簿による比例代表制において、議席を配分する計算方式に「ドント方式」と呼ばれるものがある。ベルギーの数学者ヴィクトル・ドントが考案したもので、わが国はこの方式を採用している。言葉で説明すれば、各党の得票数をそれぞれ整数で除し、その商の大きいものから議席を配分する方式である。

この他にもかなりの方式があるが、代表的なものとして、ドント式とサント・ラゲ方式について例をあげて説明すれば下記のとおりとなる。

ドント方式の計算例（1・2・3の整数で除す方式）

議席数 8 議席
有効投票数 52,000 票
立候補した政党 4 党

| | A 党 | B 党 | C 党 | D 党 |
|---|------------------|------------------|----------------|--------------|
| 1 | <u>20,000</u> | <u>15,000</u> | <u>10,000</u> | <u>7,000</u> |
| 2 | <u>10,000</u> | <u>7,500</u> | 5,000 | 3,500 |
| 3 | <u>6,666</u> | 5,000 | 3,333 | 2,333 |
| 4 | 5,000 | 3,750 | 2,500 | 1,750 |
| | <u>3 議席と抽選結果</u> | <u>2 議席と抽選結果</u> | <u>1 議席と抽選</u> | <u>1 議席</u> |

以上の結果、8番目の議席配分は3党が同数であるため、選挙長が抽選で決する。比例制以外で得票数が同数の場合は候補者が抽選で決する。

サント・ラゲ方式の計算例（1・3・5・7の奇数で除す方式）

| | A 党 | B 党 | C 党 | D 党 |
|---|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 1 | <u>20,000</u> | <u>15,000</u> | <u>10,000</u> | <u>7,000</u> |
| 3 | <u>6,666</u> | <u>5,000</u> | <u>3,333</u> | 2,333 |
| 5 | <u>4,000</u> | 3,000 | 2,000 | 1,400 |

3 議席2 議席2 議席1 議席

計算方式により小政党が有利になることがある。これが比例の妙味である。

制度による得票率と議席占有率の乖離の問題

民意の反映を最高の目標に掲げるものの、現行小選挙区比例代表並立制では得票率と議席占有率に大きな乖離が生じる場合がある。

平成21年8月執行の衆議院議員選挙の結果は下記のとおりである。

この選挙で民主党が公示前議席115議席から308議席に躍進し政権を獲得した。自民は300議席から119議席に激減した。得票率と議席占有率の乖離をどう見るべきなのだろうか。

| | 選挙区得票率 | 議席数 (%) | 比例区得票率 | 議席数 | 合計 |
|-------|---------|--------------|----------|-----|-----|
| 民主党 | 47, 43% | 221, 73, 67% | 42, 41 % | 87 | 308 |
| 自民党 | 38, 68% | 64, 21, 33% | 26, 73 % | 55 | 119 |
| 公明党 | 1, 11% | 0 | 11, 45 % | 21 | 21 |
| 共産党 | 4, 22% | 0 | 7, 03 % | 9 | 9 |
| 社民党 | 1, 95% | 3, 1, 00% | 4, 27 % | 4 | 7 |
| みんなの党 | 0, 87% | 2, 0, 67% | 4, 27 % | 3 | 5 |
| 国民新党 | 1, 04% | 3, 1, 00% | 1, 73 % | 0 | 3 |
| 日本新党 | 0, 31% | 1, 0, 33% | 0, 75 % | 0 | 1 |
| 改革 | 0, 05% | 0 | 0, 08 % | 0 | 0 |
| 諸派 | 1, 53% | 0 | 1, 21 % | 1 | 1 |
| 無所属 | 2, 81% | 6, 2, 00% | | 0 | 6 |

中選挙区制における定数と議席数の変化

中選挙区制では定数の数によって議席を確保する政党が違ってくる。

1989年の選挙を見れば、共産党は3人区では議席占有率3,9%と低いながら5人区では6,5%となっている。公明党は3人区は7,1%で5人区では14,4%と倍増している。日本では単記制だが、完全連記制（定数分を連記）と制限連記制（定数より少ない記名）によっても選挙結果は大きく変わるのである。また、移譲制を加味すれば又違った選挙結果になる。このように際限なく制度構築は可能であるが、いずれにも一長一短がある。だから制度の組み合わせ的、折

衷案的な制度となるのである。

選挙制度論のなかで欠落している論点

選挙制度論は非常に複雑多岐にわたるものであるが、わが国で、ほとんど議論されていない問題点が少なくない。問題点をランダムに列挙する。

- (1) 投票率と選挙の有効性の議論。
- (2) 一票の格差と投票率の問題。
- (3) 参議院と衆議院の選挙制度が同一でよいのか。
- (4) 地方選挙は小選挙区と中選挙区で比例制がないのは問題ではないか。
- (5) 二元代表制の是非。
- (6) 首相公選論をめぐる選挙制度と政治効果の問題。

わが国の制度改革は、各陣営の我田引水が強いために「その場凌ぎ」的に流されている傾向がある。特に選挙制度については議員と政党の生殺与奪の大変重要な要素を含んでいるだけに尚のことである。政治とは妥協の産物だから仕方がない部分もあるが、まったく議論されていない部分などあってはならない。このような点については機会を改めて検証することにしたい。（文中敬称略）

平成 24 年 7 月 11 日

松 室 猛

参考文献

加藤秀次郎編『選挙制度の思想と理論』株・芦書房・1998年1月

加藤秀次郎『日本の選挙』中公新書・2003年3月

芦部信喜『憲法』岩波書店・1999年3月

高橋祥起『政治改革—信頼される政治を目指して—』株・芦書房 1991年6月